

第204回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和6年6月24日(月)
午前10時00分～10時50分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第204回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和6年6月24日（月） 午前10時00分～10時50分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、
内田 満夫、藤巻 浩之（代理 渡邊 行朗）、信夫 隆生（代理 野中
泰史）、金子 渡、矢野 英司、相沢 崇文、水野 喜徳、杉山 英行
- 4 欠席委員 石関 正典、熊川 栄
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
建築課 藤井次長
- 6 議案

第1号議案 前橋勢多都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第204回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第204回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で13名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(勝見次長)

私は、群馬県都市計画課次長の勝見でございます。よろしくお願いいたします。お手元の群審報第125号をご覧ください。

まず、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験のある委員の異動報告をさせていただきます。商工業分野の齋藤利志子様が退任され、新たに馬場早苗様が就任されました。

次に、同条例第2条第1項第3号に定める市町村の長を代表する者として、群馬県町村会長の甘楽町長・茂原荘一様が退任され、嬭恋村長の熊川栄様が就任されました。

次に、同条例第二条第一項第四号に定める群馬県議会議員として、本郷高明様、大林裕子様、亀山貴史様及び須永聡様が退任され、金子渡様、矢野英司様、相沢崇文様、及び水野喜徳様が就任されました。

次に、同条例第二条第一項第五号に定める、市町村の議会の議長を代表する者として、群馬県市議会議長会会長の藤岡市議会議長・青木貴俊様が退任され、みどり市議会議長の杉山英行様が就任されました。

以上でございます。

(小島課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は今泉委員と馬場委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。
これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者2名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(勝見次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名、一般傍聴者は0名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただく場合がございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「前橋勢多都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(建築課・藤井次長)

それでは建築課藤井からご説明させていただきます。

本日審議をお願いする1件は、申請者が前橋市の区域区分が設定されていない非線引き都市計画区域内に産業廃棄物施設を建設するものでございます。

それでは第1号議案について説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。

本議案は、前橋勢多都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置に係る建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の前橋市長が、都市計画上の支障の有無について、本審議会に付議したものでございます。

議案書2ページをご覧ください。施設の概要と付議根拠を記載しております。

表に示す施設概要ですが、名称は前橋勢多都市計画区域内産業廃棄物処理施設で、用途地域の指定はございません。申請者は有限会社武京商会、申請地は前橋市柏倉町2408番7、敷地面積は6,600平方メートル、主な施設は、産業廃棄物処理施設です。

処理能力でございますが、次の議案書3ページをご覧ください。こちらの表に示すとおり、産業廃棄物の種類及び処理方法ごとの計画処理能力が、許可を必要とする規模となっております。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。根拠法令でございますが、建築基準法第51条でございます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の位置は、都市計画法上、都道府県が都市計画決定することとされておりまして、建築基準法第51条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならないことになっております。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、建築できることになっております。

群馬県では、民間の産業廃棄物処理施設の新築等については、公共性や恒久性などの観点から都市計画決定が適当でないため、建築基準法第51条のただし書き許可を適用しております。

なお、群馬県では、産業廃棄物処理施設の位置につきまして、特定行政庁として、知事が、都市計画上支障がないと認めて許可を行う際の許可基準を設けております。お手元の「建築基準法第51条ただし書き許可について」の資料の4ページ以降は、特定行政庁である前橋市の許可基準であります。この許可基準は、県の許可基準に即した内容で定められていることを申し上げます。

それでは、これから、今回の事業の概要と敷地の位置が都市計画上支障がないことを確認した結果につきまして、許可事務を行う、前橋市建築指導課から説明させていただきます。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

前橋市建築指導課長の樋口と申します。第1号議案についてご説明をさせていただきます。

まず、経緯と事業概要を説明いたします。

申請者の有限会社武京商会は、今回の申請地に産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設として、木くずの破碎施設を平成14年に設置いたしました。当時は、申請地周辺の地域が都市計画区域外であったため、建築基準法第51条ただし書きの許可の対象ではありませんでした。その後、平成27年5月に、都市計画区域に編入されました。

今回、申請者は中国におけるプラスチックごみの輸入停止や、国内での汚れたプラスチックの輸出規制により、廃プラスチック類の処理施設が不足しているため、汚れた農業用ビニールなど、廃プラスチック類をはじめとした産業廃棄物の焼却施設を新たに建築しようとするものです。

なお、既存の木くずの破碎施設は取りやめる計画です。

先ほど、群馬県建築課次長からご説明がありましたが、前橋市では「前橋市建築基準法許可等に関する要綱」において、許可基準を定めております。

産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第 51 条ただし書き許可の申請について、前橋市の許可基準に照らし合わせ、本施設における敷地の位置が都市計画上支障がないことを確認した結果をご説明させていただきます。

それでは、お手元の図-1 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは前橋市の都市計画図でございます。

本日お示しさせていただきます図面は、すべて上が北となります。

中央やや右上の「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。

申請地は、市街化区域と市街化調整区域の区分のない、前橋勢多都市計画区域の北側境界近くに位置しております。

用途地域は定められておりませんが、特定用途制限地域が定められております。

特定用途制限地域は、前橋市が指定した都市計画で、申請地の地区は準工業地域と同様の用途制限に加えて、大規模な店舗や事務所、風俗施設の立地を制限しておりますが、今回の産業廃棄物処理施設の立地は可能となります。

最も近い公共施設は、直線距離にして、南西に約 2.5 キロメートルの国立赤城青少年交流の家となっております。

申請地は、「前橋市都市計画マスタープランにおいて、将来的に住居系、商業系の市街化区域への編入が予想されない場所」であることや、「自然環境の保全を図る地域」や、「災害防止等の保全を図る必要のある地域等」に位置しないことを確認しており、「搬入搬出経路」は、申請地を起点にしますと、林道溝ノ口線を南に下り、赤城南麓広域農道を経由し、西側の県道前橋・赤城線や市道柴崎・金丸線を通行する経路となります。

林道溝ノ口線の道路幅員は約 5 メートルです。

赤城南麓広域農道からの入口に、大型車両にも対応した待機場を設け、運搬車両は、申請地の事務所へ電話連絡をしてから通行しております。

なお、本申請に係る廃棄物の運搬車両は 1 日合計 3 台程度です。その他に、この林道を通行する主な車両は、太陽光発電施設の管理車両であり、交通安全上支障がないよう、管理する計画であることを確認しております。

また、赤城南麓広域農道から 300 メートルの付近に、小学校通学用のバス停がございますが、道路から外れた場所にバス停があり、徒歩の児童が搬入搬出経路を通行することはございません。

これらのことから、搬入搬出経路については支障のない計画であると判断しております。

続きまして、お手元の図-2、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図となります。

中央の赤でお示しした部分が、今回の申請地でございます。

申請地周辺の土地利用は、オレンジ色でお示ししたものが太陽光発電施設用地、その周辺は山林となります。

前橋市の許可基準では、申請地から 50 メートルの範囲の土地、建物所有者及び居住者を利害関係者としており、オレンジの破線はその範囲を示しております。

また、最も近い住宅までの直線距離は、申請地から南東に約 400 メートルとなっております。

利害関係者は、土地所有者が 2 名おり、申請者が本計画の説明に出向き、理解を得られております。

また、敷地のある前橋市柏倉町の居住者につきましては、本計画の地元説明会が行われていることを確認しており、周辺住民への説明については、適切に行われていたものと判断しております。

続きまして、お手元の図-3 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは配置図です。

黄色で塗られた A が新設する廃棄物処理施設でございます。

このうち、青色のハッチで示した屋根部分と、青色で塗られた C が新設となる建物でございます。

白抜きの B と D の建物につきましては、既存の施設となっております。

A が焼却施設、B は処理前後の産業廃棄物保管庫、C は事務所、D は事務所用の物置です。

搬入搬出車両の出入口は南東の 1ヶ所です。

オレンジ色の線が、廃棄物を搬入する車両の保管庫への搬入動線となります。

廃棄物を搬入する車両は、台貫にて重量を計測し、保管庫へ搬入後、同じ台貫にて重量を計測することで、搬入した重量がわかるようになっております。

青色の線が焼却後の廃棄物を保管施設から搬出する車両の動線となります。

「搬入搬出車両の出入口」は、カーブミラーの設置を計画しております。敷地内では、搬入搬出車両及び従業員駐車スペースを確保する計画であり、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しております。

また、雨水排水につきましては、敷地内での浸透となります。

事務所の排水につきましては、浄化槽にて処理後、敷地内での浸透となります。

廃棄物処理施設で使用した水につきましては、焼却の工程で完全蒸発するため、排水は発生しないことを確認しております。

以上、「前橋市建築基準法許可等に関する要綱」に基づき、本施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないか確認したところ、許可基準に適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

続きまして、参考資料の説明となります。

図-4 から、図-6 で、産業廃棄物処理事業の概要を説明いたします。

お手元の図-4 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは廃棄物処理の動線図でございます。

オレンジ色の線が、廃棄物の保管庫から焼却施設への動線となります。

廃棄物は、桃色部分の廃棄物保管場所に保管され、その後、焼却されます。

青色の線が、焼却後の燃え殻と煤塵の焼却施設から保管場所への動線となります。

紫色の線が、廃棄物を焼却した排ガスの動線、紫色の点線が、処理された排ガスの動線となります。

続きまして、お手元の図を、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは焼却施設の処理工程を示したものでございます。

図の左側から順に説明させていただきます。

①廃棄物保管場所から重機でバケットに投入します。

②バケットを上昇させます。

③乾留ガス化炉に投入し燃焼します。

④焼却後の燃え殻を、飛散防止のため加湿処理を施した上で、コンテナに貯留し、シートを掛けて燃え殻置き場に保管します。

③の乾留ガス化炉で廃棄物を熱分解させ、焼却時に発生したガスは、⑤の焼却炉にて 800 度以上の高温安全燃焼をさせます。

冷却後の排ガスは、⑥のバグフィルターにより無害化された状態で、煙突から外気へ放出します。

ばいじんは、⑦のバグフィルターのバルブから密閉した状態で袋状のパックに貯留し、ばいじん置き場に保管します。

続きまして、お手元の図-6 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物の処理前と処理後の状態を表した処理工程図です。

左側が処理前の搬入物となっており、左上が廃プラスチック類、左下は混合廃棄物のイメージとなります。

焼却処理後は、燃え殻と煤塵は委託処分により搬出し、最終処分場での埋め立て処分を予定しています。

続きまして、お手元の図-7 またはスクリーンをご覧ください。

最後になりますが、こちらは今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

左上の枠、「1 廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、前橋市関連部局による現地調査や、技術指導等を実施し、令和 5 年 9 月 20 日付で終了しております。

なお、事前協議の下枠内①の事前協議書の「変更」につきましては、当初、既存の木くず破碎施設を残す計画としておりましたが、建設資材の高騰等により、計画の見直しを行い、既存の木くず破碎施設を取りやめる計画に変更したものでございます。

環境公害対策につきましては、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や、騒音振動規制法等による環境基準を満たす計画となっており、今回の申請は許可基準に適合することを確認しております。

今後の手順といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第 51 条ただし書き許可等の関連法令の手続きを経て、施設の建設工事着工は、令和 6 年 8 月頃を想定しており、令和 6 年 11 月ごろに竣工となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(建築課・藤井次長)

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いたします。

(小林委員)

添付図面の図-2について、気になるのは排水処理で、先ほど敷地内で閉じた形で、自然浸透という説明だったが、周りを見ると、太陽光発電施設がある。市では再生エネルギー審議会があって多分そこで付議していると思うが、太陽光施設で表土を覆ってしまうと、雨水の流出量そのまま川に流れてしまうので、排水計画全体で考えなきゃいけない問題と考えられる。

1つは、周辺を含めた、この敷地のみで排水計画を考えるのではなく、谷沿いの空間全体で排水計画を立てた場合、例えば、流出流量の計算はどうなっているか、調整池を設けているのか、それをどのような形で前の河川に流出しているのか。

それと、申請地に限っては自然浸透と説明があったが、この造成形態を見ると自然浸透では賄いきれないのではないかと。今の降雨の状況を考えると、ここでは調整池が図面を見る限り設けてないので、果たして本当に自然浸透で賄いきれるのかが疑問である。

質問の内容は、1つ、前橋市の再生エネ審で、この全体での太陽光発電施設の雨水処理の排水計画についてどのような結論を得たのか。それと、流出雨水の計算はエビデンスがあるのか。それから、太陽光の部分でも、自然浸透量と流出量の証拠があるかどうか。それとこの申請地を含めた、エリア全体の、雨水の排水の計画を考えるべきと思うが、そのあたりを教えてほしい。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

今ご質問いただきました件につきましては、第1号議案の図-3の配置図をご覧いただきたいと思います。図中、BとDという建物がありますが、その真ん中のあたりに従業員車両駐車場と書いてある部分がございます、文字が書いてあるところの坂下といいますか、一番低くなっている部分に調整池を設けさせていただいてございます。図面に漏れてしまっておりまして大変失礼いたしました。

今回の案件の審査の中で、雨水の計画は、今申し上げた自然浸透等、調整池における吸収を考えております。

太陽光につきましては、申し訳ありませんが、今この段階で把握してございませんので、確認して、再度ご報告させていただければと思います。

(小林委員)

先ほど言ったように、災害が起こるリスクを考えると、この地域全体で排水計画を考えるべきである。それから河川の護岸工事関係の状況がどうなっているか、処理しきれぬ

か、その確認を取って、ここの造成地に立地しても大丈夫だというように、立地に関して十分に検討していただきたい。

今回の申請と直接関わりないが、森林地域や自然環境保全地域を含めて、国道353号から北の部分については、この50年で太陽光がものすごい勢いでできている。前橋市に限らずそういったところは、群馬県全体の土地利用を考えると、森林地域、特に水源涵養を要求している地域、また場所によっては自然環境保全地域が、群馬県全体の土地利用からすると相当減っている。

前橋市には、国道353号から北の部分に太陽光がどのような形で立地したかが分かる資料があると思うので、そういうものを見て、それから隣接市町村でも、赤城南麓のところはどういう形で太陽光が出現して、土地がどのように減ってきたのかも考慮すべきである。災害を受けやすくなっているのだから、ぜひこのような施設が立地するときにはそういったことも考慮していただきたい。

それと、燃え殻とばいじんは最終的に埋立処分場に行くということだが、どこに持っていく予定なのか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

事業者からは、岩手県奥州市にある一般社団法人クリーンいわて事業団に持ち込む計画と聞いておりますが、SDGs等の観点からもなるべく搬出距離が短いところも合わせて検討してくださいという要望は事業者に行っているところでございます。

(小磯会長)

ありがとうございます。

調整池については、設けるということですが、雨水処理も、災害を考慮した対応に関しては、そういうことも含めて検討してもらいたいということで、これはご意見ということでよろしいでしょうか。

(小林委員)

これからは、地域全体で雨水排水について考えていただきたいという、付帯意見として申し上げた。

(小磯会長)

では、ご意見として承ります。

(内田委員)

2点ほど教えてください。

まず、計画は非常に緻密に作られている印象だが、運搬するトラックの台数は1日3台程度ということだが、印象としては少ない。これが今後先ほど中国の輸入停止などで、これからの処理見込みなどがもし増加傾向だとすると、このままでいいのかどうか。処理計画などがどうなっているかを教えていただきたい。

2点目。7ページの設置手続きも、きちんとやっておられるようだが、一般に、計画まで

はしっかりやったが、その後はおざなりになってしまったということもあるので、施設の運用が始まった後の定期的な報告制度のようなものがあれば、教えていただきたい。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

まず1つ目のトラックの台数が少ないのではないかとご指摘ですが、こちらに関しては、施設の処理能力をもとに、搬入できる台数を決めております。こちらの施設とすると、3台を超えるような処理能力がございませんので、大型車両は3台までということで、計画したものでございます。

2つ目の運用につきましては、環境調査が2回ほどございますので、それを市の方にも報告するように、お話をしているところでございます。

(内田委員)

定期的なものではないのか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

年2回の定期的なものになります。

(矢野委員)

先ほど内田委員からもお話があった、トラック3台程度という話は私も引っかかっている、焼却量が一日あたり7トンということだが、これでは採算ベースが合わないと思う。

今回のプラスチックの焼却施設の処理容量が採算ベースに合うのかということをお話していただきたいのが1点。それと、木くずを処理していた施設がそのまま移行されて、廃プラの焼却施設として使えるのか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

1つ目の採算が合うかどうかにつきましては、事業者からその計画でやりたいということで受けており、儲かるのかどうかというような点の確認をしていないところです。

2つ目につきましては、今使っている木くずの処理施設をそのまま使うのではなくて、廃プラスチックを焼却する施設は今回新設されるものでございます。

(矢野委員)

新設ということだが、焼却は800度以上の熱量が加わらないと、ダイオキシン等が発生してしまうため、かなりの熱が必要になるが、炉は火を落としてしまうと、傷みやすい傾向があるが、施設を24時間稼働するような計画は把握しているか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

基本的に24時間稼働の予定でございます。火を落とすのは、土曜日や日曜日のときに落とすこともあるというふうに報告を受けております。

(矢野委員)

ここでは焼却をするのみだが、一般的にはリサイクルが推奨され、サーマルリサイクルが日本の中で非常に高い頻度で行われている。この施設については、リサイクルという観点はあるのか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

私どもの方でも、焼却したものは埋めてしまうのではなく、例えばコンクリートを作る時や道路の材料に含めることができないかという話もしており、事業者からも、現段階では受け入れ先が決まっていないものの、そういうことも計画していきたいと伺っております。

また、再資源化が困難なプラスチックごみを適正に処理できないと、SDGsの目標になっている「つくる責任・つかう責任」とか、「海の豊かさを守ろう」というようなことが満たせない。海洋プラスチックごみの環境に与える影響も問題だが、使用したプラスチックごみの削減やリサイクルを推進することと同時に、適正な処分をすることも大事なという考え方をお持ちの事業者でございました。

(矢野委員)

搬入する廃棄物が、混合という汚い廃棄物と、それと油、または動植物性残渣などが付着しているものを搬入するとなると、悪臭も発生すると思うが、使用する運搬車両はどのような計画なのか。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

今のご質問は運搬車両、におい等が出ないような密閉したトラックを使用するかどうかというご質問でよろしいでしょうか。

(矢野委員)

はい。

(前橋市廃棄物対策課・砂川課長)

運搬車両につきましては、特に動植物性残渣等を運ぶものではありませんので、パッカー車等は使用されず、平ボディのダンプによる搬入になると思います。

また、混合廃棄物につきましては、例えば動植物性残渣とか、腐るようなものが付着する廃棄物の処理は認められておりませんので、処理するものにつきましては、あくまでもプラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずが主体になったものが処理されるものになります。

(矢野委員)

汚れた廃棄物、つまり動植物性残渣が付着していないまでも、綺麗に取り除けなかった、あるいは油が綺麗にならなかったものが、廃プラ処理の中で一番厄介であり、搬入する廃

棄物の中には必ずそれが入ってくると思われる。それを、専用車両を使わずに運ぶのは、とんでもないことだというふうに思うので、そのあたりの検討も含めて、事業者との話し合いをしていただきたい。

3台しか運搬しないのにやっていけるはずがなく、そこをしっかりと調べていただいた方がよい。収支が合わない仕事をするのは、企業としては何のメリットもないので、必ず量は増えていく。そこをしっかりと見極めて、検討していただきたい。これは要望として受け取ってください。

(今泉委員)

この計画がどのぐらいの事業費で、稼働を始めるときに何人ぐらいの従業員がそこに従事をして、運営をしていくのかを教えてください。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

従業員の数ですが、事務の方がお2人と、それから作業する方は焼却に当たる方が3名ということで伺っております。申し訳ございませんが、全体事業費についてはこちらで把握してございません。

(今泉委員)

相当な投資が行われると考えられる。市でも審査をしていると思うが、しっかりした運営を行うことができる事業者であるということを調べていただいたうえで、事業のチェックも行い、適切な運営をしていただきたい。

(杉山委員)

800度で燃焼させる方法ということで、安全ではあるとは思いますが、ダイオキシン等の発生を抑制する、バグフィルターの設定や、延焼防止対策は適切なのか。また、そういう中において、運営補助や、定期的な報告なども、地元対策やるべきではないか。

もう1点は、この工事は、盛土よりも造成が多い印象だが、工事内容についてはどのようにされるのか。

3点目は、この地域に保安林があるのかどうか。

その3点について伺いたい。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

まず建築指導課から回答させていただきます。

工事の内容につきましては、すでにこちらは既存の施設がございますので、改めて、その造成の工事はほぼないと確認しております。

また、この敷地内には保安林はございません。

(前橋市廃棄物対策課・砂川課長)

焼却施設の構造につきましては、廃棄物処理施設の設置基準に基づいて、またダイオキシン類焼却炉の設置基準に基づいて適合した施設となっております。

施設の管理につきましては、市の廃棄物対策課でも年1回以上の立ち入り調査をしておりますし、また廃棄物処理等につきましては、毎年処理した廃棄物のマニフェストの報告等も受けております。

(小林委員)

先ほどの今泉委員のご質問の関連で、申請者の財務チェックはどの段階で、誰がやっているのか。事前に事業計画をチェックして、会社がちゃんとやっつけていけるかどうかチェックしていると思うが。

(前橋市廃棄物対策課・砂川課長)

廃棄物処理施設の設置許可申請をした段階と、その後に産業廃棄物処分業の変更で許可申請を受けますが、その中の審査項目として、事業者側が、事業を続けていくにあたって経理的基礎を持っているかということが審査対象になります。当然経理的基礎がない事業者には許可をお出しすることができませんので、その段階で、経理的な部分について、審査をしております。

(小林委員)

そのチェックは全部事務局でしているのか、それとも専門家が財務チェックなどをされているのか。

(前橋市廃棄物対策課・砂川課長)

当課は市長の指揮の下で、職員が業務運営をしておりますが、特に外部の会計の専門家にチェックをしていただいております。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本件につきまして先ほど、具体的なお意見あったということ踏まえた上で、議案自体については、原案のとおり決定するというので、ご異議ないでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

本日の議案審議はこの1件だけですので、審議は終了いたします。
報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第の3 その他ですけれど、事務局から何かございますか。

(小島課長)

事務局から報告いたします。

次回、第205回の審議会の開催についてですが、第3回前期定例県議会後の令和6年10月頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談のうえ期日を決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

次回の期日につきまして、今ご説明がございました。

そのようなことで扱わせていただくということよろしいでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

はい、ありがとうございます。

それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:50)